

**令和5年度**

**吉野さくら学童クラブ  
入所のご案内**



**令和5年1月**

## 《 目 次 》

### 1. 吉野さくら学童クラブについて

町内施設・対象児童・開所時間・休所日等 …………… P 1

### 2. 申請手続きについて

(1)申請方法 …………… P 2・3

(2)変更の届出 …………… P 3

### 3. 費用について

保育料・おやつ代・傷害保険加入料等 …………… P 4

### 4. 学童クラブでの生活について

(1)1日の流れ …………… P 4

(2)持ち物 …………… P 5

(3)服装等 …………… P 5

(4)学童クラブへの行き帰りについて …………… P 5

(5)緊急時の対応について …………… P 5

(6)子どもの病気について …………… P 6

### 5. 学童利用及び欠席の連絡について

…………… P 6

### 6. 入退室時のタブレット処理について

…………… P 6

### 7. 保護者へのお願い

…………… P 6

### 8. 連絡・お問合わせ先

…………… P 7

## 1. 吉野さくら学童クラブについて

学童クラブは、児童福祉法に基づき、保育が必要とされる小学校児童の、豊かで安全な生活の場を築くことによって、子どもの心身の発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立を図ることを目的としています。

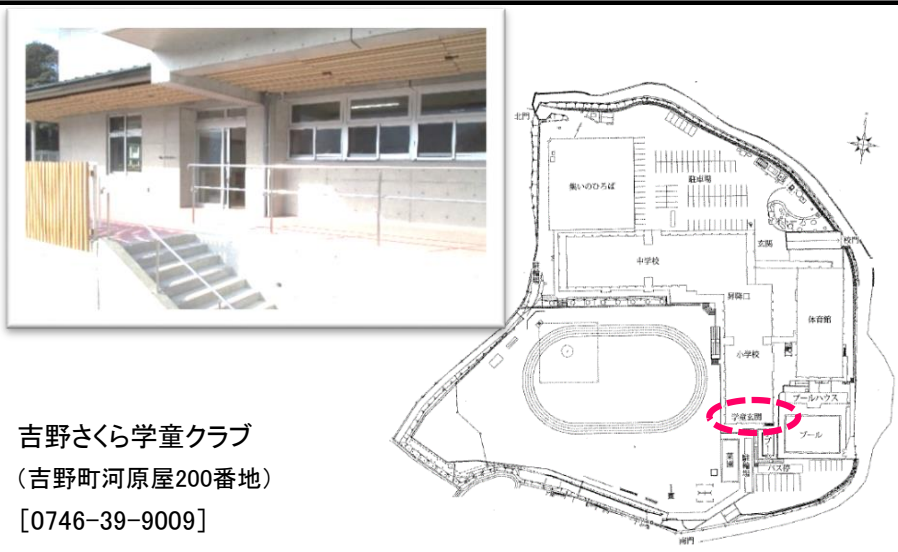
学童クラブの利用対象は小学校1年生から6年生の児童です。

### ○めざす学童保育像

- ・子どもたちが安心して、生き生きと生活できる場
- ・一人一人が大切にされ、楽しく過ごせる場
- ・異年齢児童との豊かな生活体験を通して、生きた知識を身につける場
- ・保護者と指導員が共に子どもたちを育てていく、共同の子育ての場
- ・地域に信頼され必要とされる、子育て支援の場

### ○めざす子ども像

- 《生命を大切にし、自分が好きといえる子に・・・》
- ・気持ちよく、挨拶や返事のできる子
  - ・人の話をよく聞き、思いやりをもって行動できる子
  - ・みんなで生活すること、遊ぶことを大切にできる子
  - ・遊ぶこと、働くこと、学ぶことに意欲的な子
  - ・仲間を大切にし、協力し合える子

<p>名 称 (住 所) [電話番号]</p>	 <p>吉野さくら学童クラブ (吉野町河原屋200番地) [0746-39-9009]</p>
<p>対 象 児 童</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に居住する小学校1年生から6年生の児童で、学童保育を必要とする事由に該当する世帯の児童</li> <li>・緊急又は一時的に保育を必要とする世帯の児童</li> </ul>
<p>開 所 時 間</p>	<p>学校開校日 授業終了時～19時00分</p> <p>土曜日・長期休業等 8時30分～19時00分 ※長時間保育が必要と認められる場合は、申請していただくことで、7時30分から利用が可能 ※土曜日に保育が必要と認められる場合は、申請していただくことで、利用が可能</p>
<p>休 所 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日及び祝日</li> <li>・お盆休み(8月13日～8月15日)</li> <li>・年末年始(12月29日～1月3日)</li> <li>・利用予定のない土曜日</li> <li>・その他、臨時に定めた日(警報発表時など)</li> </ul>

## 2. 申請手続きについて

毎年、手続きが必要です。なお、申請をされる方は、下記の学童クラブ保護者説明会にご出席ください。

○配布期間: 令和5年1月6日(金)～

場 所: 教育委員会事務局 教育総務課・吉野さくら学童クラブ・各こども園  
町ホームページからもダウンロードできます。



○受付期間: 令和5年1月16日(月)～令和5年1月27日(金)(土日祝を除く)

場 所: 教育委員会事務局 教育総務課  
※長期休業中(夏休み等)に利用予定がある方もこの期間中に申請してください。

○学童クラブ保護者説明会

日 時: 令和5年3月3日(金) 19時00分～20時00分

場 所: 吉野小学校 多目的室

### (1) 申請方法

○利用申請に必要な書類

全 員	「学童保育所利用(兼長時間学童保育利用等)申請書」又は 「学童保育所の一時・緊急的利用申請書」	※お子さま一人につき1枚
	「緊急連絡票」	※お子さま一人につき1枚
	「傷害保険加入申込書」	※利用頻度が少ない場合も必ず加入

※土曜日または長時間保育(午前7時30分から午前8時30分間の保育)の利用を希望される方は、「学童保育所利用(兼長時間学童保育利用等)申請書」に、希望内容を記入の上、ご提出ください。

○該当者のみ申請に必要な書類

該 当 者 の み	生活保護家庭	「学童保育徴収金免除申請書」 保育料全額免除
	生活が著しく困難な世帯 (失業・疾病・傷害・災害等)	「学童保育徴収金免除申請書」 保育料全額及び半額免除
	ひとり親世帯	「学童保育徴収金免除申請書」 保育料半額免除 児童扶養手当証書、ひとり親等家庭等医療費受給資格証、戸籍謄本 いずれかの写(こども園入園申請に提出済の場合は不必要)
	2人以上が学童保育を利用	「学童保育徴収金免除申請書」 保育料半額免除

○保育を必要とする事由を証明する書類

保護者及び満65歳未満の同居者全員の証明が必要です。

事 由		提 出 書 類
① 就労	外勤・自営業	・就労証明書 ※自営業の方は就労証明書とともに、自営申立書、確定申告書(写)または開業届け出書(写)、営業許可書(写)等、自営をしていることが分かる書類
② 疾病等	疾病・負傷等で、家庭での保育が困難な場合	・医師の診断書もしくは民生委員の証明書(どちらも疾病、負傷等により保育ができないことが明記されているもの)
	障害があり、家庭での保育が困難な場合	・障害者手帳(写)、養育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)
③ 介護・看護	家族の入院および自宅療養のため、介護・看護等が必要な場合	・医師の診断書もしくは民生委員の証明書(どちらも常時、介護もしくは看護が必要であることが明記されているもの)
④ 災害・復旧	災害・復旧により保育が必要な場合	・罹災証明書 火災の場合は消防署発行 震災・風水害は町役場発行
⑤ 妊娠・出産	おおむね産前2ヵ月、産後6ヵ月	・母子手帳(写) (表紙と出産[予定]日が記入されたページ)
⑥ 一時的・緊急的	求職活動や冠婚葬祭等、やむを得ない事由で緊急的・一時的に保育が必要となる場合(月毎に5回程度)	・申請書に入所を希望する具体的事由を記載してください。

※年度途中で利用が必要となった場合は利用される日の2週間前までに申請をしてください。

○口座振替にかかる必要書類のご提出について

※利用決定通知とともに、教育総務課より2月中旬に必要書類を送付します。

※新規でご利用の方には、「口座振替依頼書」を送付します。南都銀行・りそな銀行・奈良県農業協同組合・ゆうちょ銀行のいずれかの受付窓口へ通帳及び印鑑を持参の上、口座振替依頼書をご提出ください。

(2) 変更の届出 (入所後、下記変更があった場合)

①	住所・連絡先が変わった場合	「変更届」「緊急連絡票」
②	世帯の状況が変わった場合	「変更届」「徴収金免除申請書」(該当者のみ)
③	利用を希望する事由及び利用希望区分(利用頻度)に関する状況が変わった場合	「変更届」 保育を必要とする事由を証明する書類(該当者のみ)
④	長期休所する場合	「変更届」
⑤	当該年度既に利用の決定を受けており、一時・緊急的利用が必要となった場合	「一時・緊急的学童保育利用届」
⑥	退所する場合	「終了届」

### 3. 費用について

	金額
保育料	<p>【5時間以内利用】の場合 日額 500円            【5時間超利用】の場合 日額 1,000円            但し、上限 5,000円/月</p> <p>※減免制度有り            ※次月末日(振替日が土曜・休日にあたる場合は、その翌日)</p>
おやつ代	<p>75円(消費税含)×利用回数            ※次月末日までに原則口座引落にて徴収</p>
傷害保険	<p>利用開始月によって保険料が変更 最大1,000円/年</p>
その他費用	<p>所外活動・行事に必要な費用(別途徴収)</p>

※保育料及びその他の費用は、原則として口座振替による納入をお願いします。尚、引落口座は必ず引き落としが可能な口座を登録してください。

※利用児童は、不慮の事故への備えとして全員傷害保険に加入していただきます。

### 4. 学童クラブでの生活について

#### (1) 1日の生活の流れ

時間	学校開校日	土曜日・長期休業等
7:30		長時間保育開始
8:30		開所・持ち物の整理 学習など
10:00		清掃
10:15		自由に遊ぶ
11:30		昼食
12:30		静かに過ごす(読書など)
13:00		自由に遊ぶ
14:30	開所	
14:50	着替え・宿題	
15:00		おやつ
15:30	おやつ	外遊び
16:00	外遊び	
17:00	室内遊び	室内遊び
18:15	片付け・掃除	片付け・掃除
19:00	閉所	閉所

※当日の天候や児童の体調などによって変更する場合があります。

(2) 持ち物

○学校開校日

着替え(下着、靴下など)、水筒、手拭きタオル、上靴

○学校が休みの日

学習道具、お弁当、水筒、手拭きタオル

※ 携帯電話やゲーム・カードなど、学校で禁止されているものは持たせないでください。

※ 持ち物や服などには必ず名前を書いてください。

(3) 服装等

・ひとりで脱いだり、着たりすることができ、動きやすい衣服(体温調整できる上着等)

・運動しやすい靴

(4) 学童クラブへの行き帰りについて

○行き

・学校開校日：指導員が学校まで子どもたちを迎えに行きます。

・学校が休みの日：保護者の方が学童クラブまで送ってください。

利用が必要な時間に登所してください。

○帰り

・保護者及び「送迎者リスト」(学童クラブにて配布)に記載された方が必ず迎えに来てください。

それ以外の方には児童のお渡しはできませんので、ご了承ください。

・お仕事等が終わり次第、迎えに来てください。

必ず、閉所時間(19時)までに迎えに来てください。

・万が一迎えが遅れる場合は、学童クラブへ連絡ください。

※学童送迎駐車場は、通学バスと併用のため下校バス発車時間帯の乗入れには十分ご注意ください。

(5) 緊急時の対応について

台風・積雪などの災害時や地震・震災時、また不審者出没など緊急事態の場合は、保護者の方へ連絡し、急きょ迎えをお願いすることがありますのでご協力ください。

○警報発表時の対応(吉野町に警報が発表された場合)

平日(学校がある日)	学校	学童クラブ
午前7時現在で警報が発表されているとき	臨時休業	臨時休所
学校登校後、学童クラブ開所前に警報が発表又は発表が予想されるとき	下校	臨時休所
学童クラブ登所後、警報が発表又は発表が予想されるとき		実施 ※状況により保護者へお迎えの連絡をします。

土曜日・長期休暇等	学童クラブ
午前7時現在で警報が発表されているとき	臨時休所
開所時間中に警報が発表されたとき	実施 ※警報発表後の状況により、保護者へお迎えの連絡をします。

#### (6) 子どもの病気について

- ・持病・アレルギー等がある場合は、事前に学童クラブへお知らせください。
- ・薬は、原則としてお預かりできません。
- ・体調の変化やお家での様子等気になることは、事前に連絡してください。
- ・けがをした場合、必要な手当ををし、お迎え時に保護者へ連絡いたします。  
(けがの状況によっては、直ぐに保護者へ連絡する場合があります。)
- ・体調の変化が見られたときは、連絡いたしますので早めに迎えに来てください。
- ・発熱などの健康不良やその他の異常があるときは休ませてください。
- ・学校が定める出席停止の感染症にかかったときは、必ず学校と学童クラブへ連絡いただき、医師の許可があるまで休ませてください。
- ・インフルエンザ等で学級閉鎖・学年閉鎖になったときは利用できません。また、学校閉鎖の時は臨時休所いたします。

#### 5. 学童クラブ利用及び欠席の連絡について

- ・学童クラブの利用や欠席の連絡はアプリ(さくらチアーズ)でお願いします。  
※アプリ(さくらチアーズ)のダウンロード等の詳細は、学童クラブ保護者説明会でお知らせします。
- ・学校がある日は、当日の午前10時までをお願いします。
- ・土曜日や長期休業、振替日等の1日開所日は、前日の午後5時までをお願いします。  
※緊急の変更については電話連絡をお願いします。(TEL 39-9009)
- ・学童クラブの利用日でありながら、学校を欠席又は早退された場合は必ず連絡をお願いします。

#### 6. 入退室時のタブレット処理について

- ・学校のある日は、お迎え時に入り口のタブレットへの打刻をお願いします。(QRカード又はスマホ)
- ・土曜日、長期休業日等の学校が休みの日は、入室時と退室時に打刻をお願いします。  
※打刻がうまくいかなかった場合は、指導員に必ずお知らせください。

#### 7. 保護者へのお願い

- ・児童の習い事・通院・予防接種などで一度学童クラブから退室した場合は、同日に再入室することはできません。
- ・学童クラブは集団生活の場です。学童クラブの決まりを守れなかったり、集団生活に適應できない場合は退所していただくことがあります。
- ・備品等を故意に破損した場合は、実費弁償していただくことがあります。



8. 連絡・お問合わせ先

関係機関名	連絡先	備考
教育委員会事務局 教育総務課	0746-32-0190	申込手続・保育料の問合せ等
吉野さくら学童クラブ	0746-39-9009	利用日時の連絡・学童保育での生活の 問合せ等

メモ欄